

事務事業評価シートの読み方

平成30年度事務事業評価シート

取組みコード	33235
作成日	平成30年5月9日
予算科目	3.1.2.2.1

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向の番号を順に組み合わせたコードです。

1 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり	章	第3章 誰もが活躍できる地域づくり
節	第2節 障がい(児)者が安心して生活できる地域づくり	基本施策	3_自立と社会参加の促進
取組みの基本方向		(5)障がい者の経済的負担の軽減	
根拠法令等	愛川町在宅障害者福祉手当条例		
目 的 (誰・何を対象に、何のために)	町が在宅の障害者に対し、経済的負担の軽減を目的として手当を支給することにより、生活の質が向上し、ひいては障害者の福祉増進に寄与するもの。		
内容・方法 (何を行っているのか)	年1回 10月に支給 1人当たりの金額は次のとおり (ただし、特別障害者手当に準じた所得制限あり) ・1、2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下(A2程度以下)の方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数50以下(B1程度以下)の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額35,000円 ・3、4級の身体障害者手帳所持者、知能指数50以下(B1程度以下)の方、5級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数70以下(B2程度以下)の方、2級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額20,000円 ・5、6級の身体障害者手帳所持者、知能指数70以下(B2程度以下)の方、3級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、年額7,000円		

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向です。この事業が何を目的としているかの基本的な方向となります。

この事業の目的です。この目的の推進や達成の状況を成果指標で測ることになるため、設定している成果指標が妥当なものか判断するための基準となります。

この事業の目的の推進や達成のために町が行う活動です。活動指標設定の基礎となります。

この事業が属する総合計画の節で設定している成果指標です。節に属する事業は、この指標の目標を達成するための手段となります。

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

		指標名		基準年度		平成34年度	
本事業が属する総合計画の節の成果指標		『障がい(児)者福祉の充実』について「満足」と感じる住民の割合		26.6%		37.0%	
		障がい(児)者支援のためのボランティア活動団体登録者数(累計)		263人		300人	
(A) 総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		支給者数の増加					
(A) の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (平成27年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給者数	増	各年度における支給者数の推移	計画値		1,607.0	1,600.0	1,620.0
			実績値(見込値)	1,611.0	1,618.0	1,634.0	－
			達成度※自動計算		100.7	102.1	
(B) 成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		広報や町ホームページ等での制度の周知					
(B) の活動状況を知るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
制度の周知回数	増	年間を通じ、広報や町ホームページ等で周知をした回数	計画値		2.0	2.0	2.0
			実績値(見込値)		2.0	2.0	2.0
			達成度※自動計算		100.0	100.0	100.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

この事業の目的がどの程度達成されたか測るための定量的な指標です。ただし、基準年を設定し、増減どちらが望ましいか設定することで定性的な要素も持たせています。
基準年については、社会経済情勢が目まぐるしく変化する昨今の状況では、短期間での成果の向上が求められることから、原則として平成27年度としています。ただし平成27年度実績値が異常値である場合には前後の年度を設定することも可としています。
計画値については、事業所管課が適当と考える水準を設定しています。

成果指標の実績値を向上させるために必要な町としての活動の状況を定量的に示す指標です。なお、団体の運営費補助などの場合、団体の活動の状況と混同しがちですが、団体の活動は町が直接コントロールするものではないため、町の活動はごく限られたものとなります(予算の編成、執行程度)。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (平成27年度)	平成28年度(決算)	平成29年度(決算見込)	平成30年度(予算)
(A) 事業費(円)			38,327,067	38,425,000	38,664,164	38,428,000
(B) 概算職員数(人)			0.100	0.100	0.100	0.100
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			830,000	830,000	830,000	830,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			39,157,067	39,255,000	39,494,164	39,258,000
単位当たりコスト ※自動計算			24,306.1	24,261.4	24,170.2	#VALUE!
財源内訳 (円)	特定財源	国庫支出金	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0
		地方債	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	一般財源 ※自動計算		39,157,067	39,255,000	39,494,164	39,258,000

人件費も含めた総事業費を成果指標の実績値で除することで、単位当たりのコストを算出しています。事業内容に対するコストが高いか安いかは個人の感覚によるところが大きく、客観的な判断基準を設定することが困難ですが、このシートをご覧になる方の参考にしていただくために表示しています。

事業等の執行にあたってのコストには、予算上当該事業分として計上する事業費以外に、正規職員の人件費がかかっています。また、諸手当や管理職の給料など、本来間接経費として扱われ、表面に現れにくい費用についても認識する必要があることから、管理職も含めた一般職の職員の諸手当も含めた支給ベースの平均給与額を元に平均人件費を設定し、事業に要する人員数を乗じることで、直接人件費だけでなく、間接経費分についても事業のコストに配賦しています。
なお、平均人件費については、町が負担する人件費を費用として計上するため、民間会社で言うところの社会保険や厚生年金など、会社負担分を含めているため、職員の平均年収と比べ高額となっています。

4. 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である	○	C
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない		
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な不可欠な事業である		
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成29年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減≧成果ダウン	B
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	間接的	C
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高くない	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5 特記事項

神奈川県内の在宅障害者福祉手当制度は平成22年度に改正があり、大幅な見直しが行われた(横浜市は同時期に制度を廃止)など、評価などにばらつきが見られるものの、現在も制度が存続している。	所管課が特に記載すべき事項がある場合に使用する欄ですが、事業の項目別評価について、やむを得ない事情等がある場合にはここで表現します。
---	--

6 自己評価(担当課)

評価結果	改善
理由	地域における障がい(児)者の生活や活動の場が拡充されつつある中で、一律的な手当制度である本事業の重要性が相対的に低下してきていると考えられるため。
今後の方向性	県内市町村の動向を確認しつつ、支給対象の絞込みや手当単価の減額等を含めた改善方策の検討を行う。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	在宅障害者を対象とした他の制度が拡充してきていること、国や県の手当と重複があること等に鑑み、県内市町村の制度等と比べ、対象や手当単価の見直し等を検討する。

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	
今後の方向	

9 2次評価(実施のない場合は1次)

	各事業所管課で実施した自己評価に対し、意見を付すなどしています。町内部での検討の経過を明らかにするため表示しているもので、これが町全体としての評価となります。 なお、自動判定される評価がやむを得ない事情によるものであるかについても判断し、この欄に記載しています。
--	--

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	
理由・改善方針	

事業所管課の対応案を踏まえ、最終的な町としての方針を行政改革推進本部会議で決定し、その内容を記載する欄です。

最終的な評価結果を踏まえ、事業所管課としてどのような対応をとるか記載する欄です。基本的に評価のとりの対応としますが、やむを得ない場合には異なる対応案とすることもあります。

事業の内容を次の4つの視点で客観的に評価し、評価の組み合わせで総合評価します。

○妥当性

そもそも町が実施する必要性があるか、公費を投入して実施することが妥当であるかについて、8つの項目により判断します。

○有効性

成果指標の実績の状況から、事業の効果について判断します。評価対象年度(平成29年度)の目標を達成しているか、基準年と比較して成果が向上しているかの2つの考え方の組み合わせで評価します。

○効率性

成果を上げるために効率的に費用を投入できているかにより効率性を判断します。基準年と比した成果の向上率(低下率)と費用の減少率(増加率)が高いか、低いかににより判断します。

○有用性

上位政策である総合計画の節の成果及び目標の達成に対して貢献している度合を、事業による効果が直接的か間接的か、また、他の事業に比べて優先順位(重要度)が高いか低いかににより判断します。

○総合評価

4つの視点の評価の組み合わせにより自動で判定します。「良好に実施できている」、「改善すべき点がある」、「改善の余地がある」、「廃止も含めた検討が必要」の4つの区分となります。

なお、4つの視点ごとの評価及び総合評価は、あくまで一般的な考え方を当てはめた時の評価ですので、やむを得ない状況があったり、指標の性質上この方法が適さない場合もあります。そうした状況を考慮した補正は1次評価において行いますので、ここでの評価はあくまで事業にどのような課題があるか考えるためのきっかけとなるものです。

今年度の事務事業評価及び特定分野評価対象事業の一部を外部評価の対象とすることから、対象事業について外部の視点で事業を評価した結果を記載する欄です。